

国立研究開発法人国立循環器病研究センターにおける研究活動の  
不正行為への対応等に関する規程

国立研究開発法人国立循環器病研究センターにおける研究活動の不正行為への対応等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）において研究活動を行っている者（以下「研究者」という。）の研究活動における不正行為（利益相反を含む。）への対応等に関して必要な事項を定め、研究活動における不正行為に関する事実を把握し、その結果をもって、センターの研究活動における不正行為防止のための各種対策を講じ、研究活動の適正な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程の対象とする研究活動は、国立研究開発法人国立循環器病研究センター競争的研究資金取扱規程（平成22年規程第47号）第2条第1項に規定する競争的研究資金により行われる全ての研究活動とする。

2 この規程において不正行為とは、研究活動又はその研究成果の発表の過程における故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

ただし、科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に間違いであった場合及び意見の相違は、不正行為には該当しない。

一 ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

三 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

四 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

五 不適切なオーサーシップ 論文著作者が適正に公表されないこと。

六 利益相反 当事者の一方の利益が、他方の不利益になる行為のこと。

3 前項の行為の証拠隠滅及び立証妨害（追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄及び未整備を含む。）も研究活動における不正行為とみなす。

(研究倫理教育責任者)

第3条 センターの各組織における研究活動にかかわる者に対して定期的に研究倫理教育を行う者として、研究倫理教育責任者を置く。

2 研究倫理教育責任者は、研究所長とする。

(受付窓口)

第4条 センター内外からのセンターにおける不正行為に関する告発（センター内外からの不正行為の疑いの指摘、本人からの申し出、告発の意思を明示しない相談など）を受ける窓口（以下「受付窓口」という。）を監査室に置く。

2 受付窓口の長は、受付窓口の場所、連絡先、受付の方法等について、センターのホームページ等を通じてセンター内外に周知するものとする。

（不正行為に関する告発）

第5条 不正行為（不正行為の疑いを含む。）があると思料する者は、受付窓口に対し、告発及び情報提供（以下「告発」という。）するものとする。

（告発の受付）

第6条 告発は、封書、ファクシミリ、電子メール、電話、面談等の方法により、直接、受付窓口に行う。

2 告発は、原則として顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されていないなければならない。ただし、匿名による告発があった場合は、告発等の内容に応じ、顕名に準じて取り扱うことができる。

3 センターが告発の対象となる研究機関に該当しないときは、該当する研究機関に当該告発を回送する。

4 書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発者に告発を受け付けたことを通知する。

5 報道や学会等により不正行為の疑いが指摘された場合は、第2項のただし書きによる告発等に準じて取り扱う。

6 告発の意思を明示しない相談については、受付窓口の長はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、告発に相当する理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認する。

7 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発・相談については、受付窓口でその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、被告発者がセンターに所属していない場合は、被告発者の所属する機関に警告の内容等について通知する。

（告発者・被告発者の保護等）

第7条 告発を受け付ける場合は、受付窓口の担当者以外は見聞できないように、告発内容や告発者の保護を徹底するとともに、保護の内容を告発者に周知し、保護する方策を講じなければならない。

2 受付窓口担当者等及び当該告発事案に携わる者（以下「調査関係者」という。）は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底する。

3 調査関係者は、調査等により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。職務を退いた後も同様とする。

4 調査内容等が漏洩した場合は、理事長は、告発者及び被告発者の了解を得た上で、調査内容等を公に説明することができる。ただし、告発者及び被告発者の責により漏洩した場合は、当人の了解は不要とする。

- 5 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し不利益処分を行ってはならない。
- 6 相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を全面的に禁止し、又は不利益処分を行ってはならない。

(不正行為調査委員会)

第8条 センターに不正行為に対処するため不正行為調査委員会を置く。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、不正行為調査委員会の運営及びその他研究活動の不正行為の対応等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成27年3月30日規程第131号)

(施行期日)

この規程は、平成27年3月30日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規程第132号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月1日規程第176号)

(施行期日)

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

平成 年 月 日

国立研究開発法人国立循環器病研究センター理事長 殿

所属  
連絡先  
氏名

印

国立研究開発法人国立循環器病研究センターにおける研究活動の不正行為への対応等に関する規程第5条の規定に基づき、下記の研究活動における不正行為について告発します。

記

- 1 不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ名  
所属・職名等  
氏名又は研究グループ名
- 2 不正行為の態様（ねつ造、改ざん、盗用の別）
- 3 不正行為の内容
- 4 不正行為の発生時期（年月）
- 5 不正行為の発生場所
- 6 証拠資料
- 7 対象研究資金に関する事項  
配分機関名  
対象資金名称  
課題名  
番号